

## 臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業について

### 1 趣旨

低所得者に対し、平成26年4月の消費税率引き上げ（5→8%）に伴う2年半分（平成29年4月～平成31年9月）の食費支出額増加分を臨時福祉給付金として支給する。

### 2 概要

#### (1) 支給対象者

平成28年1月1日現在で西東京市に住民登録があり、市民税（均等割）が課税されていない者。ただし、市民税（均等割）が課税されている者の扶養等、生活保護の被保護者等を除く。

#### (2) 支給額

支給対象者1人につき 15,000円

#### (3) 対象者数の見込み

31,500人程度

#### (4) 受付期間

平成29年3月1日から平成29年6月30日まで

#### (5) 支給方法

支給要件に該当すると見込まれる住民に申請書を送付し、原則として郵送により申請を受け付ける。市は申請に基づき支給の可否について審査し、口座振込により支給する。

### 3 スケジュール

2月下旬	申請書郵送
3月～6月	申請受付 田無庁分舎（イングビル）及び保谷庁舎1階
4月下旬	第1回支給（5・6・7・8月、計5回支給予定）

### 4 周知方法

市報平成29年2月15日号から各号、ホームページ、はなバスへのステッカー掲示及び公共施設でのポスター掲示により周知する。